

平成31年度 沖縄アジア I Tビジネス創出促進事業企画提案仕様書

1 補助事業名

沖縄アジア I Tビジネス創出促進事業補助金

2 補助期間

交付決定の日から令和2（2020）年2月28日まで

3 補助率及び補助限度額

補助率2/3以内、補助限度額16,000千円（消費税及び地方消費税は含まない）

4 事業の概要

(1) 事業実施の背景

本県は、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けて、本県の情報通信関連産業が我が国とアジアを結ぶ「アジア有数の国際情報通信ハブの形成」を目指した施策に係る平成24年から33年度の基本方針を示す「おきなわ S m a r t H u b 構想」を策定している。

これに基づき、首都圏とアジアを結ぶ大容量通信回線の新設や、公設民営のクラウドデータセンターの建設、県内データセンター間を直接接続する高速大容量のネットワーク基盤の3事業をパッケージとして取り組み、企業立地数の増加に繋げるとともに、日本有数の I T 起業集積地としての沖縄県の I T ブランド力を高めています。

今後、沖縄がアジアにおける国際情報通信ハブとして成長していくためには、国内外の情報通信関連企業や先進的な取組を展開している企業、人材が自発的に集積する誘因力を高める必要がある。

加えて、県では、平成27年9月に沖縄県アジア経済戦略構想を策定し、今後、アジア諸国との連携強化のためのネットワーク形成等に取り組むとともに、情報通信関連産業の更なる高度化・多様化に向け、I T 人材の育成やアジアビジネスを集積する中長期的な I T 戦略を推進していくこととしている。

(2) 事業の目的

県内情報通信関連企業のアジア地域をはじめとする海外展開や国内・アジア等の I T 企業と連携・協業する取組に加え、県内の観光産業などの他産業と連携・協業する取組を支援することにより、県内情報通信関連産業の高度化・多様化を図るとともに、本県経済の競争力強化に資することを目的とする。

5 企画提案に当たっての留意事項

(1) 事業目的との整合性

本事業の目的に沿った事業内容とすること。

また、補助事業実施により開発されるシステム等を活用して、事業期間終了後は当該事業を沖縄県内で自主的に運営できるビジネスモデルを構築する事業内容とすること。

(2) 企画提案の内容

本事業においては、以下に示す「アジアITビジネスモデル部門」又は、「他産業連携クラウド環境促進部門」のいずれかの要件を満たした内容とすること。

<アジアITビジネスモデル部門>

県内情報通信関連企業の『アジア地域をはじめとする海外展開』や『国内・アジア等のIT企業と県内情報通信関連企業との連携・協業による国内外への双方向ビジネスの創出』、またはResorTechを目的としたソフトウェアなどの製品開発であること

<他産業連携クラウド環境促進部門>

- ・ 観光産業、農林水産業等の他産業と連携・協業するクラウドサービス創出であること。
- ・ AI、IoT又はビッグデータの技術を活用する提案であること。
- ・ 本プロジェクトの実施に必要なデータ等の保管を沖縄県内で行うこと。

(3) 体制の整備

事業化にあたり具体的な組織化計画及び運用計画があるとともに、その実現化を支援する体制を有していること。

また、本事業を円滑に進めるため、事業管理・経理等を行う体制を整えること。

(4) 構築したビジネスモデルの展開について

提出される企画提案は、県内産業又は地域社会への普及展開が見込め、経済効果や費用対効果など、定量的な観点が見込まれること。

(5) 採択要件に係る留意事項

ア フォローアップ調査への協力

補助事業期間の終了後において、沖縄県及びISCO、又は県から業務委託を受けた者が実施するアンケート調査やヒアリング等の事後的な成果検証や、取組の継続状況の確認等に係るフォローアップ調査に協力すること。

イ ResorTech Okinawa（沖縄国際IT見本市）での成果発表について

本実証事業の採択者は、令和2（2020）年2月に沖縄県宜野湾市で開催予定のResorTech Okinawa（沖縄国際IT見本市）で成果発表することを前提とする。

6 企画提案書

(1) 企画提案応募要領及び本仕様書を踏まえたものとし、次に掲げる内容を含めること。

- ア 申請者の概要
- イ コンソーシアムの構成
- ウ 企画提案事業内容の説明
- エ 開発スケジュール
- オ 補助事業を遂行する体制
- カ 事業化計画説明
- キ 沖縄県経済への波及効果説明
- ク 開発費積算内訳

(2) 原則としてA4判、左綴りとすること。なお、グラフや図表等は必要に応じてA3判にして織

り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

7 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、以下の経費が対象となる。

経費項目	内容
(1) 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給与等
(2) 事業費	
ア 旅費	事業を行うために必要な出張に係る経費
イ 報償費	事業を行うために必要な謝金（外部専門家等に対する謝金等）
ウ 需用費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限る）の購入に要する経費及び事業で使用するパンフレット、リーフレット、成果報告書等の印刷製本に関する経費
エ 役務費	事業を行うために必要となるサービスを受けるための経費であって通信運搬（郵便料、運送代、通信・電話料等）に要する経費
オ 委託費	補助事業者が直接実施することができないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
カ 使用料及び賃借料	事業を行うために必要な物品等のリース・レンタル、会場の使用等に要する経費
キ 備品購入費	事業を行うために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入に係る経費
ク その他補助事業に必要な経費	上記以外の経費であって、沖縄県及びISCOが事業を行うために必要と認められた経費

※人件費については、経産省発行の健保等級単価一覧表より算出すること。健康保険の加入義務が無い企業については、昨年度の時給単価を算出し記入すること。

※消費税及び地方消費税については補助対象事業費としないため、事業費の積算に当たっては消費税抜きの価格で積算すること。

※委託費は原則として総経費の2分の1を超えないようにすること。やむを得ない理由により2分の1を超える場合は、経費積算内訳書に理由書を添付すること。なお、事業の主たる部分の実施を第三者に委託することは認めない。

※経費項目毎に積算された詳細について、適正なものか確認するため、積算根拠や見積書等を整備すること。

(2) 経費積算に当たっての特記事項

人件費の所定時間外労働の賃金等（いわゆる「残業代」）については、平日に所定時間外労働が必要不可欠な場合及び休日出勤が必要な場合で、補助事業者が手当を支給している場合のみ補助対象とする。